

記者発表資料

提供年月日： 平成 31 年（2019 年） 1 月 29 日
部局名： 琵琶湖環境部
所属名： 琵琶湖政策課
係名： 水質・生態系係
担当者名： 西井、大槻
電話： 077-528-3463（内線 3463）
E-mail： dk00@pref.shiga.lg.jp

水草商品化第 1 号！！

水草等対策技術開発支援事業から

琵琶湖の水草で作られた堆肥の販売が開始されました！

県では、平成28年度から水草等対策技術開発支援事業（※）を実施し、民間の企業や大学等の団体が取り組む、水草対策に対する技術開発や新たな有効利用の仕組みづくりの支援をしています。

この事業の成果として初めて、琵琶湖の水草を原料とした商品の販売が1月15日（火）から開始されました。株式会社明豊建設（めいほうけんせつ）様が、水草を短期間で堆肥化する技術を開発され、実証試験や市場調査、商品パッケージデザインの企画に取り組みられました。この商品の概要は以下のとおりです。

この商品以外にも、本事業において水草を原料とした商品の開発が進められています。県では、今後も継続して水草の技術開発を支援することで、資源としての水草の循環利用やビジネス化を推進していきます。

商品概要	
商品名	こめぐみ湖の恵（Bénir du lac）
種類	有用微生物入り有機特殊肥料
主要原料	琵琶湖水草
製造者	株式会社明豊建設（滋賀県長浜市）
販売場所	湖の恵ホームページ （ https://konomegumi.com ）
	ここ滋賀（東京日本橋タワー） 平成31年1月15日（火）～3月31日（日）
その他	各種展示会に出展・販売予定



※水草等対策技術開発支援事業

水草等対策の高度化を図るため、企業等から新たな技術を募集し、審査会により採択したのものについて、補助金を交付することで新技術等の開発を支援する事業。

水草の繁茂抑制や除去、有効利用方法等に関する技術開発や利用推進に関する仕組みづくり（実証試験、販路開拓、市場調査等のビジネス化）が対象。平成29年度からは侵略的外来水生植物についても対象とした。

水草等対策技術開発支援事業の支援実績
平成28年度

団体名	事業概要
株式会社明豊建設	KS工法を活用することで、水草を3ヶ月程度の短期間で堆肥化する実証試験等を行う。
公立大学法人滋賀県立大学	水草を「メタン発酵」によって処理し、その処理過程で生産される発酵残渣（消化液）の利活用に関する新技術開発を行う。また、将来的に事業化する際の採算性についても検討する。
株式会社リ・クーブ	水草を「クーブ菌」によって処理し、24時間での堆肥化を目指す。また、1度に堆肥化できる量を増やすことで、実用化の仕組みづくりを検討する。

平成29年度

団体名	事業概要
明和工業株式会社	水草等を高温で炭化する装置の開発、および炭化物を土壤改良材として農業利用する取組
共和化工株式会社 大阪支店	侵略的外来水生植物を高熱処理し、減量減容化を図る技術の検証、および生成物を堆肥や飼料として有効利用する取組
株式会社明豊建設	侵略的外来水生植物を条件的嫌気性発酵技術（KS工法）により堆肥化する技術の開発 水草堆肥のブランド化に向けた市場調査等
株式会社日吉	水草等の細胞壁を分解し、その残渣を堆肥化する技術の開発 侵略的外来水生植物の繁茂を抑制する実証試験

平成30年度（現在実施中）

団体名	事業概要
株式会社明豊建設	条件的嫌気性菌を活用し有機堆肥化した堆肥の流通化に向け、「有機JAS」認定を取得し商品化すると共に都心にて試験販売を実施。またブランド化に向け、遺伝子解析による堆肥中の拮抗微生物特定及び液体堆肥開発を推進する。
国土防災技術株式会社 大阪支店	リングピア等の水草を純国産フルボ酸に浸潤させ、水草の減容化を図る過程で肥料成分を溶出し「水草の肥料成分入りフルボ酸」を開発する。また、商品開発から拡販までの一連の仕組み作りを行う。
WEF技術開発株式会社	侵略的外来水生植物を含む水草を、空气中酸素から生成した活性酸素によって、瞬時に細胞壁を分解処理装置開発、及び処理粉末の農業利用（特に畑）実証試験の取組。
株式会社日吉	発酵を伴わない水草の肥料化の実証実験。また、侵略的外来水生植物については、除草剤を用いた枯殺法の効率化を検討。さらに、枯殺した侵略的外来水生植物の除草剤を無害化し、肥料化技術の開発。
認定特定非営利活動法人 びわ湖トラスト	水草対策の新たな手法の1つとして、水温制御による水草繁茂抑制の有効性を検証する。

Bénir du lac

Waterweed
compostent
de Lac Biwa



有機分豊富な琵琶湖の水草を
丹念に微生物発酵し生成した
「有用微生物入り有機特殊肥料」です。

滋賀県 水草等対策技術開発支援事業から誕生!

土の中で有用微生物が増え続けるので、
同じ土で毎年元気な植物が育ちます。
根腐れが起こりにくく、艶がよく鮮やかな色彩の花を咲かせます。
小豆島では、オリーブを前年より色鮮やかに、
たわわに実らせることができました。



使用方法

プランター・ポット表面の土に厚さ3~5mm程度散布してご使用下さい。尚、新たに土と配合してご使用になる場合は、ご使用になる土に10~20%程度を添加・混合してご使用下さい。

母なる湖・琵琶湖。
—あずかっているのは、滋賀県です。

滋賀県



ご購入頂いた商品代金の一部は、琵琶湖環境保全資金として寄付致します。

肥料取締法に基づく表示

肥料の名称	Biwa-Flex 湖の恵	生産年月	2018.09
肥料の種類	堆肥	主要原料	びわこ水草
届出先名称	滋賀県	主要成分(乾物当り)	窒素全量 2.0%
届出者名称	株式会社明豊建設		リン酸全量 1.6%
住所	滋賀県長浜市加納町394番地		カリ全量 1.4%
正味重量	350g		炭素窒素比 11.3%
			水分含有量 37.0%

※背景の画像は、小豆島にある「東洋オリーブ株式会社」のオリーブ園です。

生産元
販売元

株式会社 明豊建設
アグリサイエンス部

tel 0749-63-6282

〒526-0804

滋賀県長浜市加納町394番地

公式サイト・<https://konomegumi.com>



※平成30年度募集は終了しています

平成30年度 水草等対策技術開発支援事業

企業等が実施する、琵琶湖の

水草等の対策技術開発

を支援します。

近年琵琶湖で生態系などに悪影響をおよぼす水草等の対策について、効率的な除去方法や、繁茂抑制方法など、新たな水草等対策技術開発を支援します。

支援する水草等対策技術開発

1. 沈水植物等の水草（侵略的外来水生植物を除く）
 - ◇繁茂抑制や、除去、有効利用に関する新たな技術開発（実証実験、製品試作・改良など）
 - ◇有効利用の推進に関する新たな仕組みづくり（販路開拓、マーケティング調査など）
2. 侵略的外来水生植物
 - ◇繁茂抑制や、除去、処分に関する新たな技術開発（実証実験、製品試作・改良など）

事業対象者（実施主体）

企業、大学、NPO団体等の法人格を有する団体

補助率

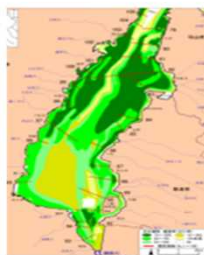
補助対象経費の1/2以内（上限500万 下限50万）

応募期間

平成30年4月20日(金)から6月4日(月)

その他

- ・事業採択は、審査会で決定します。
- ・技術開発の期間は、7月上旬～2月末までを予定しています。



南湖での水草繁茂状況



オオハナズキンバイの繁茂状況



問い合わせ先

滋賀県 琵琶湖環境部 琵琶湖政策課 水質・生態系係

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL: 077-528-3463 / FAX: 077-528-4847 / E-mail: dk00@pref.shiga.lg.jp

詳しくは、滋賀県 琵琶湖政策課ホームページをご覧ください。



平成30年度 水草等対策技術開発支援事業 募集要領抜粋

※応募の際は、必ず応募要領本編をお読みください。

1. 事業の目的

この事業は、琵琶湖に大量繁茂する水草および生育面積を拡大する侵略的外来水生植物の対策を推進するため、広く企業等から水草等の除去や繁茂抑制方法などについての新たな技術を募集し、審査会により採択したものについて、補助金を交付することで新技術等の開発支援を行うことを目的としています。

2. 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、企業、大学、NPO団体等の法人格を有する団体とします。なお、滋賀県内の事業所の有無については問いません。

3. 補助対象とする技術等

補助対象とする技術等は、1. 事業の目的 を達成するものとし、項目は次のとおりとします。なお、(1)と(2)両方にまたがる技術開発でも構いません。

(1) 沈水植物等の水草（侵略的外来水生植物を除く）

ア 従来技術の効率化、低コスト化に関する技術開発

イ 繁茂抑制に関する技術開発

ウ 新たな除去、有効利用方法等に関する技術開発

エ 水草有効利用の推進に関する仕組みづくり

（事業内容 例）

実証試験、技術開発、製品の試作・改良、水草有効利用物の販路開拓、マーケティング、ビジネスモデル等の仕組みづくりなど

(2) 侵略的外来水生植物

ア 従来技術の効率化、低コスト化に関する技術開発

イ 繁茂抑制に関する技術開発

ウ 新たな除去、処分方法等に関する技術開発

（事業内容 例）

実証試験、技術開発、製品の試作・改良 など



4. 事業実施期間

補助金交付決定日から、平成31年2月28日までとします。

5. 補助対象経費（抜粋）

補助対象経費は、補助事業実施に直接必要な以下の①～⑧のとおりとし、交付決定日以降に発注、納入等が行われ、補助事業期間内に支払が完了する経費を対象とします。

①賃金および謝金②旅費③印刷費④使用料および賃借料⑤通信運搬費および役務費⑥委託費⑦資機材費⑧消耗品費

6. 補助率および補助額

補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、1事業主体あたりの補助額は、50万円以上500万円以内とします。（事業費下限額100万円以上、上限額1,000万円）

7. ～9.

※略 平成30年度水草等対策技術開発支援事業募集要領をお読みください。

10. その他留意事項

(1) 水草等の取扱いについて

①沈水植物等の水草（侵略的外来水生植物を除く）

技術開発の試料として用いる沈水植物等の水草については、「試験・研究用の提供に関する取扱要領」に基づき、滋賀県琵琶湖政策課が提供することとします。なお、要領については、滋賀県琵琶湖政策課のホームページに掲載しています。

②侵略的外来水生植物

侵略的外来水生植物のうち、特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律(平成16年法律第78号)により特定外来生物に指定されている種（オオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウ等）は、駆除・回収現場から処理を行う場所まで運搬するにあたり、環境省から「防除の認定」または「飼養等の許可」を得る必要があります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

問合せ先：滋賀県 琵琶湖環境部 自然環境保全課 生物多様性戦略推進室

TEL：077-528-3483 FAX：077-528-4846 E-mail：dg00@pref.shiga.lg.jp